

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明したものであること。
- (3) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね1時間で保守職員を派遣できること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。なお、愛媛県農林水産研究所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 提出期限等

別記2のとおり

4 入札関係書類の交付等

- (1) 入札関係書類の交付は、ホームページからのダウンロードによるほか、別記3の場所で交付する。
- (2) 入札に関する問い合わせ先は、別記3のとおりとする。

5 入札の日時及び場所

別記4のとおり。

6 入札手続きに関する注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を

理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、所定の入札書(様式3)を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影は、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、又は押印しなければならない。(鉛筆書きによる記載は不可)
- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑及び保存性のないインク等の使用は認めない。ただし、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (8) 入札書の内容を訂正することはできない(金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること)。また、入札書の内容以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしなければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状は、返還、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対する責めを負わないものとする。
- (11) 入札金額は、当該入札に付する業務に係る一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に複写枚数を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札会場における注意事項

- (1) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的には、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、会場を退場することはできない。
- (3) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (4) 入札参加者の代理人は、本件入札について2人以上の者の代理人となることはできない。

また、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることができない。

- (5) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積もりに移行するものとする。

8 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てはできないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき（関与したすべての入札が無効）。
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき（関与したすべての入札が無効）。
- (4) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合において、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、契約等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められるとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められるとき。
- (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場で告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書及び契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退届又は入札書に明記し、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、入札を辞退した入札者は、以降の入札には参

加できないものとする。

10 契約条項

単価契約書（案）のとおり。

11 入札保証金

- (1) 入札保証金については、会計規則第 135条及び第 137条の規定による。
- (2) 入札に際しては、入札見積金額に予定数量を乗じた額の100分の 5以上の入札保証金を納付しなければならない。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (3) 入札保証金の免除を受けたい者は、入札（契約）保証金免除申請書を提出する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金については、会計規則第 152条及び第 154条の規定による。
- (2) 契約保証金は、契約金額に予定数量を乗じた額の10分の 1以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札者が契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14 資格審査に関する事項

製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しないものは、製造の請負等競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2156

15 その他の事項

入札参加者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

(2) 調達物品及び数量

次の乾式電子複写機3台に係る単価契約

ア 設置場所	イ 契約期間	ウ 複写枚数（見込）
農林水産研究所本館1階 （松山市上難波甲311番地）	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 （5年間）	モノクロ 3,000枚/月
農林水産研究所本館2階 （同上）		カラー 1,000枚/月
農林水産研究所花き研究指導室 （東温市下林甲2210番地1）		モノクロ 3,000枚/月

なお、複写枚数は、令和3、4、5年度の使用実績に基づく見込み数量であり、契約期間の複写枚数を保証するものではなく、契約締結後に複写枚数が当該見込数を下回った場合において、単価の変更を求める理由にはできないものとする。

(3) 機種選定基準

	本館1階	本館2階	花き研究指導室
ア 1ヶ月換算複写枚数	1,000枚～ 3,000枚	10,000枚～ 20,000枚	1,000枚～ 3,000枚
イ 月間使用枚数に応じた仕様（基本条件）			
モノクロ	有	有	有
カラー	有	無	無
A4横スピード	20枚/分以上	40枚/分以上	20枚/分以上
自動両面機能	有	有	有
CCRスキヤニング対応	有	有	有
給紙トレイ	3段以上	3段以上	3段以上
最大コピーサイズ	A3	A3	A3
自動原稿送り装置	有	有	有
フィニッシャー	有	有	有

1ヶ月換算複写枚数は、「乾式電子複写機の契約方針（出納局会計課）」の選定区分による。

(4) 入札方法

入札は、1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まず。単価は、小数点第2位までとする。）で行う。

入札金額には、複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写機に必要なすべての消耗品（コピー用紙を除く）の費用を含むものとする。

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 代理店（販売店）証明書（※代理店（販売店）の場合のみ）
- ウ 機器構成表（定価等証明書）
- エ 仕様確認書
- オ 保守体制に関する報告書
- カ 入札（契約）保証金免除申請書（様式2）（※任意）
- キ 選定機種のカatalog等

[入札（契約）保証金の免除を希望する場合]

- ク 入札（契約）保証金免除申請書
- ケ 納入実績証明書

(2) 提出先及び提出期限

- ア 提出先 愛媛県農林水産研究所
〒799-2405 松山市上難波甲 311 番地
愛媛県農林水産研究所
- イ 提出期限 令和6年2月22日（木）午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分 までに持参（正午から午後1時までの間を除く。）又は郵送（期限必着）により提出する。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否について、提出者に対し通知する。

3 入札関係書類交付及び問い合わせ先

愛媛県農林水産研究所 総務課（契約担当：松本）
〒799-2405 愛媛県上難波甲 311 番地
電話 089-993-2020

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月1日（金）午前11時00分
- (2) 場所 愛媛県農林水産研究所本館1階 小会議室
- (3) 開札 即時開札

入札（契約）保証金について**1 入札保証金****(1) 入札保証金の納付**

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の 10 日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100 の金額の 100 分の 5 以上が必要です。

(例) 入札書に 1,000,000 円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

② 過去 2 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、別紙「入札(契約)保証金免除申請書」を提出（契約書の写し（2 件以上）及び当該契約に係る履行実績を証明する資料を添付）することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1 (4)等に該当する場合は免除されます。

【別紙】

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
観音寺信用金庫	

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。